2021.10.25 第**84号**

家庭問題情報誌

編集・発行 公益社団法人 家庭問題情報センター PHONE/03-3971-3741



《目次》

令和家族考《支援の現場で「ステップファミリー」という名称を使う意味—子どもの視点に立った離婚・再婚観のパラダイム転換》1-3頁 アラカルト《家事分野におけるオンラインを利用したADRの可能性》4-5頁

海外トピックス《米国の養育費制度》6-7頁

◆令和家族考 84

支援の現場で「ステップファミリー」という名称を使う意味

一子どもの視点に立った離婚・再婚観のパラダイム転換 ―

FPICが事業として行う、未成年の子どものいる夫婦の離婚に関する相談や面会交流等の支援において、その離婚が、夫婦のいずれか、あるいは双方にとって2度目、あるいは3度目であるということもあります。離婚につながる紛争の背景に、前婚の子どもと継親との多様な関係性が浮かび上がったり、継親やその親族の意向が、前婚の親子の面会交流に影響を及ぼしたりする場合も見られます。厚生労働省の人口動態調査によれば、近年、婚姻の4分の1は、夫婦の少なくともいずれかが再婚であることが示されています。当然、その中には未成年の子どものいる再婚も相当数あると思われますが、公的な統計はないようです。このように、これまで、再婚家庭やその子どもたちが抱える問題についてはあまり注目されることはなかったのではないかとも思われます。

今回は子どもの立場に注目して離婚・再婚を研究されている明治学院大学社会学部野沢慎司教授にステップファミリーに関して寄稿していただきました。

1 21世紀初頭に日本上陸した「ステップファミ リー!

「ステップファミリー」という言葉は、英語の「stepfamily」に由来する新しいカタカナ語です。2001年に、アメリカのステップファミリー支援団体(SAA)をモデルとした日本で初めてのステップファミリー支援団体、ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン(以下、SAJ)が設立されました。それをきっかけにこの言葉が本格的に日本に上陸したのが今からちょうど20年前ですから、もはやそれほど新しい言葉ではありません。SAJと連携しながら20年にわたってステップファミリーの研究を行ってきた私も、この名称を広めようとしてきました。しかし、親の離別・死別を経験し、さらに親の再婚などで継親を持つことになる子どものいる家族をステップファミリーと呼ぶ人は、今でもかなり

少ないというのが実情です。

こうした状況に一石を投じたいと思って、長年の共同研究者である菊地真理氏との共著を出版しました(注1)。この本では、ステップファミリーが直面する困難を支援するはずの社会が、むしろ当事者を「落とし穴」や「罠」へと導いているのではないかと主張しました。その背景には、子どもをもつ親の離婚・再婚に関わる日本の法律などの制度が再検討されずに放置されてきた歴史があります。1989年に「子どもの権利条約」が国連総会で採択されて以降、他の国々では制度改革が展開したのですが、日本はその波から取り残されています。その現状に、社会が少しでも関心を向けてくれることを願ったからです。



この冊子は、**宝くじ**の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです

現在の制度状況がしばらく継続するとしても、子どもたちやその親・継親にとって、どのような支援が望ましいのかを再点検することはできます。支援の現場で、離婚・再婚後の家族を見えない「落とし穴」の方へ導いてしまうことだけは避けなければなりません。できれば、「罠」に気づいてもらい、それを避けるアドバイスを提供したいです。そのためには、まず、この家族に正当な呼び名を与え、この家族独自の特性にしっかりと目を向ける必要があります。

ステップファミリーにとってのチャレンジは、実際に経験するまでベールに覆われていて見えないことです。かなり複雑な、「ふつう」でない成り立ちと構造をもっている家族なのに、その複雑さは背後に隠され、あたかも「ふつうの家族」であるかのような外見です。逆に、「ふつうの家族」じゃないと言ってしまうと、なんだか差別をしているような印象を与えます。そこで私たちは、ステップファミリーも多数派の家族、つまり婚姻関係にある父母両方と血縁関係のある子どもだけで構成される家族と違わないと考えてしまいやすいのです。だから、ステップファミリーという名称で、あえて呼ぶ必要もないと思う人も多いわけです。

この点に関連して、調査を開始した当初に、ある継母 さんへのインタビューの中で聞いたエピソードを思い 出します。彼女は、たまたま新聞でSAJ のイベントに関 する記事を読み、「ステップファミリー」という言葉があ ると知ったそうです。その記事を読みながら、まさに目 から鱗が落ちたと言うのです。すぐにSAJに電話した ら涙が止まらなくなったとも語っていました。自分の家 族経験に名前が与えられる意味をそのときに理解しま した。「ふつうの家族」のようになるはずだったのに、ど うしてもそのようにならないし、そう感じられない場 合、それがなぜなのか一向にわかりません。出口のない 場所で悶々と苦しむことになります。うまくいかない原 因を、家族の中の誰か(多くは子ども)に求めがちです。 しかし、その経験に「ステップファミリー」という名前が 与えられ、光があてられると、各家族に共通する傾向が 見えてきます。ステップファミリーに特有の、多くの人 が経験する難しさだったのだと理解できるようになる のです。

日本語で「子づれ再婚家族」と呼べばよいと言う人もいます。しかし、この言葉には問題があります。両親が離婚した後に、子どもは親の一方だけに属すること、その親が子どもを連れていることが暗に想定されています。もう一人の親と子どものつながりはほとんど無視されています。「子づれ再婚家族」という呼び名は、同居親の視点が中心で、子ども・継親・別居親などの視点は排

除されています。偏りのない適切な新しい呼び名がどう しても必要です。

2 離婚すれば「ひとり親」、再婚すれば「ふたり親」 という「常識」の罠

明治以前の日本は世界的な離婚・再婚大国でしたが、高度経済成長期の1960年代頃の日本は離婚率が低い社会になっていました。そして、血縁の両親がその子どもを育てる家族を「ふつうの家族」とみなす規範が社会に広く浸透し、離婚・再婚を経験した家族は少数の例外という扱いになりました。しかし、その後、とくに1990年代から2000年代初頭にかけて離婚率が再び上昇しました。2019年の1年間に親が離婚した子ども(未成年子)の数は20万5,972人に上ります。このような子どもたちの親に新しいパートナーができると、継親子関係が生じます。そこに「ステップファミリー」が誕生します。現代では珍しい存在ではなく、身近な家族のかたちになっています。

そうした変化にともなって、制度的に正しい離婚・再婚後の家族の理解として普及・定着してきたのが「ふたり親家族→ひとり親家族→ふたり親家族」という認識パターンです。離婚によって「ひとり親」になった親を社会が支援し、子どもたちの不利をできるだけ小さくすることが「ひとり親支援」の目指すところです。その「ひとり親」が再婚して子どもの「新しいお父さん/お母さん」ができれば、離婚前と同じような家族になると考えます。継親子関係も、血縁の親子と似たようなものになるはずと期待します。つまり、親の離婚・再婚を経験した子どもは、「ふたり親家族→ひとり親家族→ふたり親家族」という家族の変遷を経験するという理解が市民権を得ているのです。

ある市の母子父子自立支援のお仕事をされている 方から、拙著の読後感をお送りいただきました。そこに は、次のように書かれていました。「児童扶養手当を受 給されているひとり親さんが結婚なり、事実婚なりを されるときは、窓口に来られて、手当の喪失手続きをさ れます。その際、簡単な聞き取りをしてから、『おめでと うございます』と言って終了していたのです」。離婚後 の(とくにシングルマザーにとっての)経済的な問題に 対して社会的な支援が必要です。けれども、再婚すれば 元のように両親がそろうので問題解決(おめでとう)、 という理解が支援現場にあることがわかります。つま り、「ふたり親家族→ひとり親家族→ふたり親家族」と いう家族変遷のパターン認識です。お手紙をくださった 方は、それまでの対応では不十分だったことに気づか されたと書いていました。現在では自治体で支援のあ り方に変化が出てきていると推察します。

しかし、「おめでとう」と祝福されたカップルは、子どもの手を引いて、理想の家族を実現するために急ぎ足で前進してしまいます。私たちがインタビューしたケースの中には、子どもたちが変化の中で苦痛を感じていることに気づかないまま、親や継親が「ふつうの家族」になることを目指しているケースが少なくありませんでした。子どもたちは、離婚・再婚によって愛着を感じる親の一方との関係が途切れてしまったり、継親が親のように振る舞い、同居の親もそれを応援したりすると、孤立感を強め、ストレスを抱え込みます(注2)。

日本の離婚制度は、両親の一方が親権を失う単独親権制度です。そして離婚の大多数が、離婚届の提出だけで離婚が簡単に成立してしまう協議離婚制度によるものです。現状では、面会交流や養育費の支払いについて父母間で取り決めをしなくても離婚できます。したがって、離婚後に親権を失った親と子どもの関係はいつ途切れるかわからないリスクに晒されています。アメリカの家族研究者で心理療法家でもあるポーリン・ボスは、離婚後の親子関係のように、続くのか途切れるのかわからない「曖昧な喪失」の方が、死別のような明瞭な喪失の場合よりも苦痛が大きいと言います。そのような状況にあって、同居親の新しいパートナーが新しいルールを設定したり、しつけのために叱ったりすると、子どものストレスがさらに高まるのも不思議ではありません。

その結果、子どもの問題行動や健康問題が現れるこ ともあります。しかし、離婚・再婚後の家族の状況が子 どもの問題と関連していると親が気づかないことも珍 しくありません。再婚した親と継親のカップルが「ふつ うの家族」の両親として子どもたちを育てる家族のあ り方を当然視しているからでしょう。日本の法律では、 継親子間の養子縁組がきわめて簡単であり、縁組して 親権者となった継親が当然のように親の役割を果たす ことが期待されてしまうこともこうした傾向を後押し しています。別居親を喪失したくないと思っている子ど もたちにとって、その親を排除し、新たな親として権威 を押しつけてくる存在を受け入れることは難しくなりま す。継親子間や親子間の関係が悪化したり子どもたち の行動変化をもたらすことがあるのです。私たちは、こ のようなパターンのステップファミリーを「代替モデル /スクラップ&ビルド型」と呼んでいます。

3 子ども中心の複数世帯間ネットワーク型家族へ

しかし、親がこれまでの常識にとらわれず、子どもに寄り添って、家族関係を柔軟に築いているケースもあります。そのような場合には、子どもたちが家族の変化に適応しやすくなります。同居親は、子どもが別居親との関係を継続して、親の「曖昧な喪失」を経験するこ

とがないように配慮しています。継親は、親に成り代わるうとせず、子どもたちと少しずつ親しく、友だちになるための努力から始めます。子どもたちは、親の新しいパートナーの存在を受け入れることは、比較的柔軟に対応できます。抵抗が強いのは、継親がいきなり同居したり、親のように振る舞ったりすることです。これまでの家族や親族との関係の継続を保証してくれる人ならば、子どもたちは安心して継親を受け入れることができるでしょう。このパターンを「継続モデル/連鎖・拡張するネットワーク型」と名づけています(注3)。

同居親は、別居親、継親、子どもの間で関係の調整役を求められるでしょう。その役割は心理的にも難しいところがあるので、そこに専門家の支援が入ることは重要です。従来は、継親を親として子どもが早く受け入れられるように、あるいは子どもが混乱しないようにという理由で、別居親との面会交流を中断する例もありました。私たちの研究に基づけば、それは子どもたちの適応にとってむしろ逆効果です。

子どもたちにとって複数の居場所があることは、離婚・再婚の移行期に居場所を失い、追い詰められないための安全弁です。子どもたちの家族を、一つの家庭(世帯)に限定せず、複数の家庭(世帯)にまたがるネットワークとして捉え直すことを提案します。別居親とつながり続け、同居継親とも関係を築き、さらには(継)祖父母などの親族も関わり続ければ、子どもにそれぞれ異なるかたちで恩恵をもたらすネットワークという家族ができます。それは、「ふつうの家族」にはない独自の強みをもつステップファミリーとなります。

子どもの混乱を心配するよりも、大人たちが混乱を乗り越えてこの新しいモデルを受け入れられるかが現代日本の重要課題です。世界的に見れば、このネットワーク型が離婚・再婚後の家族の標準モデルになっています。社会の中に適切な支援さえあれば実現可能な家族モデルです(注4)。大げさに言えば、今、支援現場に必要とされているのはパラダイム転換です。離婚後の子どもの親はひとりだけだと思い込ませてしまう「ひとり親家族」パラダイムを脱して、新たな家族パラダイムを構築することです。

- (注1) 野沢慎司·菊地真理『ステップファミリー―子どもから見た離婚・再婚』(角川新書、2021年)
- (注2) 具体例は前記著書第3章に記載
- (注3) 具体例は前記著書第4章に記載
- (注4) 支援のための教材としては、SAJ・野沢慎司編)『ステップファミリーのきほんをまなぶー離婚・再婚と子どもたち』(金剛出版、2018年)がある。

アラカルト84

家事分野におけるオンラインを利用したADRの可能性

法務省民事局民事第二課長(前法務省大臣官房参事官) 藤田 正人 法務省大臣官房司法法制部参事官 渡邊 英夫

FPICは、平成23年6月に法務大臣の認証を得て、民間紛争解決(ADR)機関として婚姻関係の維持又は解消等の調停を実施していますが、最近のコロナ禍の中で、FPICの原則当事者の同席調停実施には不安や困難も感じています。今回は法務省の藤田民事局第二課長及び渡邊司法法制部参事官に家事分野のオンラインを利用したADRの可能性について政府等の取組や方針等についての情報を提供していただきました。

第1 オンラインを利用したADRを巡る近時の状況

1 認証ADRにおける家事事件の実情

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(以下「ADR法」といいます。)が施行(平成19年4月1日)されてから14年が経過し、令和3年7月1日現在、ADR法に基づき法務大臣の認証を受けて活動している民間ADR事業者(以下「認証ADR事業者」といいます。)は、161事業者に至っています。

認証ADR事業者の取扱実績を見ると、直近の平成31年度(令和元年度)の総既済件数は1582件で、このうち、家事関係事件(身分(夫婦、親子等)関係紛争、その他家事関係)は150件であり、全体の約1割を占めています。なお、平成30年度においては、総既済件数1321件のうち、家事関係事件は84件でしたので、家事関係事件が急速に増加している傾向にあることがうかがえます。

2 ODRを巡る近年の動き

(1) ADRを巡る近年の大きなトピックとしては、オンラインを利用したADR、いわゆるODR (Online Dispute Resolution)に注目が集まっています。

ODRは司法アクセスの改善に向けての特効薬となることを期待する声があります。例えば、オンライン上で相談や紛争解決手続を適切に実施することで、国際的な紛争を含め、遠隔地に所在する当事者との間においても、相談や紛争解決手続を効果的に実施することが可能になり、相談機関やADR機関に赴くための時間か・経済的コストを大幅に削減することが可能となります。また、オンライン上の相談や民間の調停であれば、休日や夜間における対応も可能になるため、平日の日中に時間を確保することが困難な当事者でも利用することができます。また、このコロナ禍でも有効に機能し得る手法としても注目を集めています。

(2) 米国やEU諸国では、ODRの普及が進んでいます。例えば、世界的にEコマース事業を展開する「eBay」では、利用者間のトラブル解決を実現するためのオンラインサービスを提供しており、その取扱件数は、年間6000万件を超えるともいわれています。

また、海外では家事分野についてもODRの普及は進

んでおり、例えば、2012年からオンライン上で離婚の 調停を行うサービスを提供している「wevorce」」にお いては、現在、年間100万組以上の夫婦が同社のサービ スを利用しているとのことです。

(3) 我が国においては、まだまだ欧米諸国のようにOD Rが普及しているとはいえませんが、近年、政府としても ODRの推進に取り組んでいます。

ア 令和元年9月に内閣官房に設置された「ODR活性化検討会」(座長:山田文京都大学教授、事務局:内閣官房日本経済再生総合事務局(現・内閣官房成長戦略会議事務局))では、ODRの活性化に向けた取組の方向性や環境整備について幅広く議論が行われました。昨年3月に示された同検討会の取りまとめっでは、ODRの普及に向けて、導入フェーズとしてウェブ会議等の活用、発展フェーズとして非対面のチャット方式(メッセンジャーアプリ等)の活用、進化フェーズとしてAIによる合意解決支援といったように、技術の進展状況等に応じて、活用可能なものから順次導入を図り、段階的に発展させていくことが望ましいとされました。

イ こうした動向を踏まえ、法務省においても、昨年 10月に「ODR推進検討会」(座長:垣内秀介東京大学大学院教授)を立ち上げ³、現在、ODRの推進に向けた ADR法関連の規律(法、法務省令、ガイドライン等)の 見直し等の検討が進められています。例えば、ウェブ会議における秘密の保持の在り方やODRを実施する認証 ADR事業者に求められるセキュリティ体制、チャット方式のODRにおける本人確認の在り方といった論点について検討が進められる予定です。

また、本年6月18日に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいて、「オンラインでの紛争解決 (ODR) の推進に向け、AI技術の活用可能性等の検討を進め、ODRを身近なものとするための基本方針を2021年度中に策定する。」とされたことを受けて、今後、ODR推進検討会においては、AI技術の活用可能性等を始め、ODRの推進策について多角的に検討が進められ、ODRを身近なものとするための基本方針の策定に向けた検討がされる予定です。

第2 家事分野におけるODRの可能性

1 当事者のニーズ

夫婦間や親子間等の家事分野における紛争については、父母間等の協議で解決をすることができない場合には、家庭裁判所の調停・審判手続を利用することが考えられます。もっとも、例えば、養育費の債権者であるひとり親等にとって、働きながら子育てをする中で、平日の昼間に家庭裁判所に出頭することは困難な場合があるとの指摘があります。また、現代では、国際結婚も少なくなく、家事紛争の当事者の一方が海外にいるような事例も少なくないため、海外からICT (Information and Communication Technology (情報通信技術))等を通じて参加することができる紛争解決手段があることが望ましいとの指摘もされています。さらに、当事者間にDV等の問題があり、その一方が保護されているような状況下では、両当事者を同時に同一の場所に集めて手続を進めることに安全面での問題が生ずる場合もあり得ます。

このように、家事分野の紛争について、子を始めとする関係者の利益を確保し、法律に基づく適正な解決を図るためには、より柔軟な紛争解決手段が準備されている必要が高いといえます。そして、上述したように、ODRは、このようなニーズに対応するための重要な手段の一つとなるものであり、家事分野のODRの活用は重大な課題であると考えられます。

2 政府の方針等

このような認識を背景に、令和2年の成長戦略フォローアップ (同年7月17日閣議決定)では、家事分野のうち、特に子の利益の観点から重要である養育費及び面会交流の問題について、「離婚後の養育費、面会交流の取決め・履行確保等におけるオンラインでの非対面・遠隔での相談や手続の実施等に関する検討」を行うこととされていました。上述したとおり、本年の成長戦略フォローアップにおいて、「ODRを身近なものとするための基本方針を2021年度中に策定する」ことが盛り込まれていますが、これは、令和2年の記載も前提とするものです。

また、国会でも、家事分野 (特に養育費)におけるADR及びODRの重要性が指摘されているほか、自由民主党女性活躍推進本部現・女性活躍推進特別委員会)、公明党不払い養育費問題対策プロジェクトチーム等から、ADR及びODRの利用拡大に向けた政府の取組を求める提言が出されています。

これらを受け、法務省では、家事分野におけるADR及び ODRの利用の拡充について、現行法の枠内での運用面 での取組及び法制度見直しの両面から取り組んでいます。

3 法務省における運用面での取組

運用面の取組としては、まずは周知広報の取組が挙

げられます。例えば、法務省では、現に離婚を検討されている方々に離婚に伴う法的知識を提供することを目的とした「離婚を考えている方へ~離婚をするときに考えておくべきこと~」というウェブページ4を公開していますが、その中で、認証ADR事業者の紹介をするとともに、特に家族の問題を取り扱っている機関の一覧表を掲載して、ADRについての情報提供を行っています。

また、法務省では、令和3年度、地方自治体と連携した養育費モデル事業等を行い、地方自治体における法的支援の在り方についての調査研究を行っていますが、その中では、「民間の認証ADR機関の周知・あっせん、申立手数料の補助等のほか選定自治体が委任した認証ADR機関、弁護士会等によるオンラインでの民間調停(ODR)の提供など新たな紛争解決支援に係る施策」の試行が行われる予定です。この施策について十分な効果が得られた場合には、今後、同施策の全国への横展開を図ることを検討しており、家事分野におけるADR及びODRの普及に一層取り組んでいく予定です。

4 法制度の見直しの検討

制度面に関しては、現在、法制審議会仲裁法制部会において、ADR機関の手続によって成立した和解合意等について、一定の要件の下で、裁判所による執行決定を得た場合に、当該和解合意に基づき民事執行を行うことができることとする制度を導入することの当否等について、調査審議がされています。

同部会の第6回会議(本年3月5日開催)において取りまとめられた中間試案では、「人事に関する紛争その他家庭に関する紛争」については、今回新たに導入する制度の対象外とすることが提案されていますが、この点については「家事紛争に関する和解合意につき、とりわけ扶養義務等の履行確保の観点から、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。」との注記もされていました。

この点については、現在、更なる調査審議が行われていますが、仮に、養育費等に関する紛争について、ADR機関の調停による和解合意がされた場合に、当該和解合意に基づき民事執行を申し立てることが可能になるとすれば、家事ADRの有用性は更に高まっていくことになると考えられます。

以上

- 1. Wevorce O HP(https://www.wevorce.com/)
- 2. ODR 活性化検討会「ODR 活性化に向けた取りまとめ」 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/odrkasseika/pdf/report.pdf)
- 3. ODR 推進検討会の $HP(http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04200001_00002.html)$
- 4. http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html

米国の養育費制度

厚生労働省の「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要」によれば、「母子世帯の母の養育費の受給状況」では、養育費を「現在も受けている」が 24.3%、「受けたことがない」は 56.0%であり、前回(平成 23 年度)の調査結果に比べれば、いずれも 4 ~ 5%改善されているものの、依然として不払いが多いことが分かります。養育費の履行は子どもの健やかな成長に不可欠であり、不履行は子どもの貧困問題等とも直結することから、子どもの養育費の不払い問題については日本でも制度等の見直しの検討が進められています。

今回は関西学院大学法学部の山口亮子教授に米国の養育費と履行確保の実情ついて紹介していただきました。

はじめに

米国は、未婚の母による子の出生率約40%、離婚率約55%であり、母子世帯の約58%が貧困状態にあります。米国では、未成年子のいる貧困家庭に対する公的扶助として、従来のAFDCに代わり、1996年に社会保障の一つである「困窮家庭への一時扶助(Temporary Assistance for Needy Families 以下、TANFという)」が作られました。合衆国の養育費履行強制制度は1975年に成立し、各州の養育費履行強制事務所(以下、養育費事務所という)が、義務者に対し養育費徴収を行い、権利者へ給付を行っています。

ここでは、米国の未婚と離婚の背景を踏まえ、公的扶助と養育費との関係、養育費履行強制制度(徴収と給付)、および不履行対策について紹介します。

1 社会保障による給付

血縁関係のある親には、婚姻関係の有無に拘わりな く、また子の監護・交流の有無に拘わりなく、どこにいて も未成年の子に対し扶養義務があります。しかし、現時 点で父の行方が分からない貧困な子は、社会保障であ るTANF に頼らざるを得ません。そこで、未婚で貧困の 母は、TANF 受給資格を得るために、父に対する養育費 請求権を州の履行強制事務所へ譲渡することが義務付 けられています。これにより、養育費事務所が父に対し 養育費の徴収を行いますが、事務所は行方の知れない 父に関して、母から父の社会保障番号、自動車登録簿や 州税、財産の記録、雇用保険福祉局の記録、個人の信用 情報機関・金融機関の情報等を得て父を探索し、父子 関係が成立していなければ、遺伝子検査をして父子確 定を行います。これについては、母と父それぞれのプラ イバシーの領域にまで行政が踏み込むものとして、大 きな批判がなされているところです。

離婚後の母も貧困であれば、TANFを受給できますので、同様に養育費事務所から養育費徴収が行われます。しかしここでは、父子確定と、多くの場合養育費が確定していることが多いため、養育費事務所はそれ以外の任務を行います。

養育費はTANFを介して支給されます。母は給付金の一部をTANFへ償還しなければなりません。

2 養育費決定

米国での養育費額計算は、主に次の2つの方法があり、各州で採用されています。1つは、所得シェア方式というもので、同一の家庭で生活していたら得られる生活水準を両親が同じ割合で、または分担して支払う計算方法です。例えば、両親の合計収入のうち各自の割合を計算し、毎月の子にかかる費用を算出し、各親の割合に応じて養育費の分担額を計算します。2つ目は、所得パーセント方式というもので、監護親の収入に拘わらず、非監護親の所得から一定の割合を養育費とするものです。例えばテキサス州では、別居親が現在再婚等で新たに扶養している子がいなければ、子1人の場合は、税金や子の健康保険料を控除した手取りの20%(ニュー・ヨーク州では17%)、2人では25%(25%)、3人では30%(29%)、4人では35%(31%)と規定されています。

未婚家庭で養育費が取り決められていなければ、養育費事務所が養育費を決定します。離婚家庭は、離婚成立時に養育費取決めは必要事項であるため、そこで養育費計算が行われます。州が提供するウェブサイトにアクセスすると、コンピューターで自動的に計算することができます。

3 徴収方法

別居親が給与所得者であれば、養育費は給与天引きされます。これは、徴収のうち75%の達成率です。事業主にも、被雇用者の情報を州に登録することが義務付けられています。その他、国や州の所得税還付金からの相殺、失業給付からの相殺、財産への先取特権等があります。TANFを受けておらず、当初より養育費事務所と関わっていなかった未婚および離婚家庭も、義務者の不履行に対して、当該事務所に養育費徴収を依頼することができます。

養育費事務所は、TANF 受給者に対して、徴収した 養育費を給付しますが、監護親はその一部をTANF へ 償還する必要があります。TANF を受給していない監護者は、養育費徴収だけを養育費事務所へ依頼しますので、TANF への償還はありません。養育費事務所が徴収する額の約9割が非TANF家庭によるものです。このことから、養育費強制徴収制度は、TANFの給付金を父から取り戻すためのものですが、実際は、公的な養育費徴収代行サービスとして機能しているといわれています。

4 養育費不履行への対策

養育費不履行に対しては、運転免許やパスポートの 停止、専門職・商業上の免許の停止などの行政罰、差し 押さえ等の民事執行、そして裁判所侮辱による制裁が あります。

テキサス州は、子の養育費問題を公的問題として位置づけており、司法長官室が管轄しています。そこの訟務検事が、養育費の決定、変更および執行を行います。主に、養育費法廷(child support court)において、養育費不履行の義務者に対し民事的裁判所侮辱を申し立て、支払うまで義務者に科料を課すか拘禁するという決定を得ます。裁判官によると、拘禁を前に義務者はお金をかき集めて支払う場合が多いということですが、アメリカでは、裁判所決定の不履行には刑罰で対処するという強いメッセージもあり、裁判所侮辱による効果が信じられています。

他方で、裁判所侮辱の手続保障について、合衆国最高裁判所では、拘禁された被告に弁護士が選任されず、実質的な手続上のセーフガードという代替手続も行われなかったことに対し、合衆国憲法のデュー・プロセス条項違反であったという判断が下されました。このような問題もあり、各州では、義務者は代理人なしでは拘禁されないという規則が制定され、それにより拘禁者の釈放が行われたところもありました。

また、養育費履行割合と親子の交流には、一定の関係性があるといわれており、社会保障法に関連し、合衆国政府は子との交流促進のための交付金を定めて、別居親が子と交流することを援助するプログラムを確立している州に資金援助を行っています。

5 養育費履行強制制度の成果

養育費事務所による徴収率は、毎年60~70%ほどです。また、国勢調査によると、2015年に養育費を取り決めている割合は、未婚・離婚、母子世帯・父子世帯あわせて約50%でした。養育費受取割合は約71%で、2003年の77%より低下しています。養育費を取り決めなかった理由として挙げられている複数回答は、代わりの提供者がいた38.8%、法的に取り決める必要性を感じなかった38%、非監護親が支払えなかった33.7%、非監護親と関わりたくなかった20.7%、子を共同監護している19.9%、非監護親の居場所が分からなかった15.8%となっています。米国でも徴収

率、取決率は決して高くはないようですが、その背景には、婚外子出生率40%、再婚率70%であり、また共同監護が一般的であること(共同法的監護が約60~80%、別居親への宿泊が年1/4から1/2の共同身上監護が約20~30%)が影響しているでしょう。共同監護下ではそれぞれの親が養育費を負担するため、養育費の受け渡しが行われないことがあります。

おわりに

ここで、日米の比較を行ってみたいと思います。現在わが国も諸外国の養育費制度を参考に、制度改革を試みようとしています。米国の養育費履行強制事務所は、未婚家庭と離婚家庭の双方に適用されており、事務所の仕事内容は養育費徴収と給付が主ですが、未婚家庭に対しては、父の探索および特定と養育費額の特定が重要な任務になっています。わが国では、未婚による子の出生率は約2%であり、ひとり親世帯のほとんどは離婚によるものであるため、義務者は確定しています。わが国で問題なのは、離婚時に取決めが義務付けられてないことです。

そして、日米の大きな違いは、米国は公的扶助である社会保障(TANF)の財源の一部を、非監護親の養育費に求めていることです。TANFの給付を受けたい母は、養育費徴収の権利を養育費事務所へ譲渡して、養育費を徴収した事務所から給付を受けますが、そのうちの一部をTANFへ償還するというシステムが取られています。米国には児童手当がなく、一般に国による福祉が手厚いわけではありませんが、貧困家庭の子に対しては、社会保障費の充実が図られています。しかし、本来は子の扶養は親が行う義務であるところ、養育費の支払いを逃れている親に対して納税者の批判が高まったことから、養育費徴収強制制度が作られたという経緯があります。

不履行に対する政策に関しては、米国は、行政罰、民事執行、裁判所侮辱という手続を備えています。わが国では、民事執行のみであり、権利者自らが裁判所に行って民事執行の申立てを行う必要があります。しかし、貧困ゆえに仕事を掛け持ちし、日中時間もなく、また情報や知識も十分でないことから、実際に履行強制のアクションをとることができる権利者が少ないことが問題となっています。

米国では、親の権利が憲法上保護される権利として 強い分、親の扶養義務も強力に課せられています。それは、米国には、子を養育するのは国家ではなく親であ り、子は両親から身上的にも経済的にも養育されるこ とが子の利益であるとする信念があるからです。養育 費履行強制制度に毎年50数億ドルの行政支出をして までも、国は親による扶養義務を果たさせるための制 度を構築しているのです。



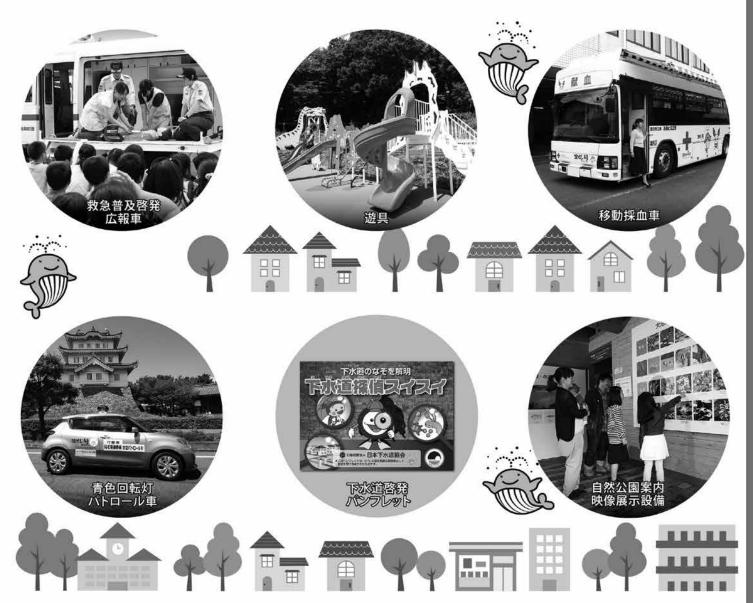






宝くじょ、

図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い 街づくりまで、さまざまなかたちでみなさまの豊かな暮らしに役立っています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や 公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

